

各種事務事業の取扱い（農業関係）

各種事務事業の取扱い（農業関係）について提案する。

平成15年12月25日提出

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会
会長 田 岡 克 介

協議項目	26-4-1 各種事務事業の取扱い（農業関係）
<ul style="list-style-type: none">・ 合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。・ 補助金等のうち、担い手支援助成金及び産業振興資金貸付については、合併時に再編するものとする。・ 牧野管理事業については、合併時に浜益村の制度に合わせるものとする。・ 中山間地域等直接支払事務については、合併時に厚田村の制度に合わせるものとする。	

協 議 調 書
(総 括 表)

協議項目	26-4-1	各種事務事業の取扱い(農業関係)	所 管	経済産業専門部会
調整の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。 ・補助金等のうち、担い手支援助成金及び産業振興資金貸付については、合併時に再編するものとする。 ・牧野管理事業については、合併時に浜益村の制度に合わせるものとする。 ・中山間地域等直接支払事務については、合併時に厚田村の制度に合わせるものとする。 			
区 分	具 体 の 取 扱 い			
1. 関係団体(公共的団体等)	合併後に必要に応じ統合の働きかけを検討するものとする。			
2. 関係団体(協議会等)	新市においても必要であることから、合併時に引き続き加入、又は統合を働きかけ加入するものとする。ただし、北海道草地協会、北海道の酪農を守る町村長会議、北海道海岸農地保全対策事業促進協会については、加入しないものとする。			
3. 補助金等	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。ただし、担い手支援助成金及び産業振興資金貸付については、再編するものとする。			
4. 市民農園管理事業	石狩市においてのみ実施している事業であることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。			
5. 牧野管理事業	浜益村においてのみ実施している事業であるが、新市においても牧野の管理運営は必要であることから、合併時に浜益村の制度に合わせるものとする。			
6. 中山間地域等直接支払事務	合併時に厚田村の制度に合わせるものとする。			
7. 農政関係事務	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。			
8. 畜産関係事務	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。			
9. 土地改良関係事務	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。			

(個 表)

1. 関係団体(公共的団体等)

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
関係団体	石狩市農業協同組合 構成：石狩市	北石狩農業協同組合 構成：厚田村、浜益村、当別町 平成11年2月1日合併	北石狩農業協同組合 構成：厚田村、浜益村、当別町 平成11年2月1日合併	合併後に必要に応じ統合の働きかけを検討するものとする。

2. 関係団体(協議会等) (第7回現況調書13～15ページ参照) 13ページは訂正分を参照

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
関係団体	北海道農業担い手センター 石狩地区水田農業振興協議会 石狩北部地域農業改良推進協議会 北海道市町村農業農村振興対策協議会 札幌農林統計協会 北海道土地改良事業団体連合会 石狩市農業総合支援センター 国営いしかり地区土地改良事業促進期成会	北海道農業担い手センター 石狩地区水田農業振興協議会 石狩北部地域農業改良推進協議会 北海道市町村農業農村振興対策協議会 札幌農林統計協会 北海道土地改良事業団体連合会	北海道農業担い手センター 石狩地区水田農業振興協議会 石狩北部地域農業改良推進協議会 北海道市町村農業農村振興対策協議会 札幌農林統計協会 北海道土地改良事業団体連合会 石狩管内農地集団化協議会 北海道公共牧場長会 北海道酪農畜産協会	新市においても必要であることから、合併時に引き続き加入するものとする。
	石狩市水田農業推進協議会 石狩市家畜自衛防疫推進協議会 石狩市米麦改良協会	厚田村水田農業推進協議会 厚田村家畜自衛防疫推進協議会 厚田村米麦改良協会	浜益村水田農業推進協議会 浜益村家畜自衛防疫推進協議会 浜益村米麦改良協会	新市においても必要であることから、合併時に統合を働きかけ加入するものとする。
	該当なし	北海道草地協会 北海道の酪農を守る町村長会議 北海道海岸農地保全対策事業促進協会	北海道草地協会	新市において加入する必要が少ないことから脱退するものとする。

3. 補助金等 (第7回現況調書16～21ページ参照)

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体的取扱い
産業振興奨励補助金	石狩市産業振興奨励補助金 (内容)団体又は個人の行う産業の振興に関する事業に対し補助する。	厚田村産業振興奨励補助金 (内容)団体の行う産業の振興に関する事業に対し補助する。	浜益村産業振興奨励補助金 (内容)団体の行う産業の振興に関する事業に対し補助する。	3市村ともほぼ同様の内容であることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。
担い手支援助成金	該当なし	該当なし	<p>浜益村担い手支援助成金 後継者育成助成金 (内容)村内において就業し、引き続き定住の意思を有する満18歳～45歳未満の者 産業後継者が就業のため備品等を購入する場合に助成する。 ・購入費の1/2(上限50万円) 産業後継者が技術取得のための講習会等の参加経費に対し助成する。 ・経費の1/2(上限30万円) 体験就業奨励金 (内容)農業、漁業に体験的(6ヶ月～1年未満)に就業しようとする満16歳～35歳未満の村外に住所を有する者 ・1ヶ月につき3万円 体験就業受入奨励金 (内容)体験的(6ヶ月～1年未満)に就業しようとする者を受入れる農業、漁業の経営主 ・1ヶ月につき3万円</p>	担い手支援対策については、新市においても重要な課題であることから、新規参入者及び後継者育成の支援として、技術取得研修に要する経費の助成や農協等からの資金借入れに対する利子補給などを検討し、合併時に再編するものとする。

(3 . 補助金等のつづき)

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
産業振興資金貸付	該当なし	<p>厚田村産業振興資金貸付 (内容)産業振興等に係る事業を行う団体に対し貸付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・つなぎ資金 年利 1.3% 期間 年度内 ・長期資金 年利 0.65% 期間 7年以内(据置2年以内) <p>厚田村農林漁業特別振興資金貸付 (内容)農林漁業の生産を共同又は集団に行うことを目的とした農林漁業者の組織する団体及び団体構成員に対し貸付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林漁業者個人 貸付額 100万円以内 利率 年利1.3%以内 期間 7年以内 ・農林漁業者の組織する団体 貸付額 500万円以内 利率 年利1.3%以内 期間 7年以内 	<p>浜益村産業振興資金貸付 (内容)産業振興等に係る事業を行う団体に対し貸付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補完資金 年利 11.5%以内 期間 5年以内(据置2年以内) ・事業資金 年利 11.5%以内 期間 年度内 ・特認資金 年利 11.5%以内 期間 5年以内(据置2年以内) 	<p>新市が推進する事業を実施する産業団体や団体構成員に対し資金援助を行うことは、産業振興を図るうえで必要であることから、新たな融資及び利子補給制度などを検討し、合併時に再編するものとする。</p>

4 . 市民農園管理事業 (第 7 回現況調書 2 2 ページ参照)

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
施 設	石狩市市民農園	該当なし	該当なし	石狩市においてのみ実施している事業であることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。
貸 付 期 間	5月1日～10月31日			
賃 貸 料	1㎡あたり 200円			

5. 牧野管理事業（第7回現況調書23ページ参照）

区分	石狩市	厚田村	浜益村			具体の取扱い																			
施設	該当なし	該当なし	実田地区(302ha) 群別地区(128ha)			浜益村においてのみ実施している事業であるが、新市においても牧野の管理運営は必要であることから、合併時に浜益村の制度に合わせるものとする。																			
使用料等			<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>村内</th> <th>村外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">放牧料 (1頭あたり)</td> <td>牛18ヶ月以上</td> <td>180円</td> <td>280円</td> </tr> <tr> <td>牛18ヶ月未満</td> <td>130円</td> <td>230円</td> </tr> <tr> <td>牛6ヶ月未満</td> <td>90円</td> <td>190円</td> </tr> <tr> <td>捕獲料(1回あたり)</td> <td colspan="2">2,520円</td> </tr> <tr> <td>乾燥料</td> <td colspan="2">時価</td> </tr> </tbody> </table>				区分	村内	村外	放牧料 (1頭あたり)	牛18ヶ月以上	180円	280円	牛18ヶ月未満	130円	230円	牛6ヶ月未満	90円	190円	捕獲料(1回あたり)	2,520円		乾燥料	時価	
区分	村内	村外																							
放牧料 (1頭あたり)	牛18ヶ月以上	180円	280円																						
	牛18ヶ月未満	130円	230円																						
	牛6ヶ月未満	90円	190円																						
捕獲料(1回あたり)	2,520円																								
乾燥料	時価																								

6. 中山間地域等直接支払事務（第7回現況調書24～25ページ参照）

厚田村及び浜益村において実施している事業であるが、法律に基づく事務であり、2村の事務内容に差異がないことから、合併時に厚田村の制度に合わせるものとする。

7. 農政関係事務（第7回現況調書26～41ページ参照）

3市村において、事務内容に大きな差異がないことから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。

8. 畜産関係事務（第7回現況調書42～48ページ参照）

3市村において、事務内容に大きな差異がないことから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。

9. 土地改良関係事務（第7回現況調書49～55ページ参照） 50、55ページは訂正分を参照

3市村において、事務内容に大きな差異がないことから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。